

BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザリー事業部 中国グループ 情報開発チーム

トピックス：サービス貿易等に係わる対外支払手続きの変更

国家外貨管理局と国家税務総局は2日、サービス貿易等に係わる対外支払時の税務書類提出手続きの変更に関する通知(*)を発表しました。

*「サービス貿易等項目の対外支払における税務証明提出の関連問題についての通知」(匯発[2008]64号)
 <日本語仮訳>→<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/308121001.pdf>

当該通達は、2009年1月1日より、サービス貿易、収益、経常移転と一部資本項目における1回当たり3万米ドル相当額を超える対外支払について、税務証明の提出を義務付けています。

現行では、5万米ドル相当額超のサービス貿易に係わる費用の対外支払いに対し、税務証明の提出を求めており、また、本年4月1日から天津、上海、江蘇、四川、福建、湖南の6つの省市で5万米ドル相当額超のサービス貿易の対外支払に対し、「先に送金、後で納税」手続きを試行していますが、今回の通達はこれらの規定に代わるものです。

また、本通達では、税務証明の提出を要するサービス貿易等項目の具体的内容や、同証明の提出を不要とする項目を明確にし、また、複数に分かれていた税務証明フォームの統一も図っています。

なお、当局は今回の目的が対外送金時の納税手続きの簡素化や徴税強化にあるとしていますが、昨今の金融危機の中、資金流出の管理を強化する狙いもあるものと思われます。

【通知の概要】

●税務証明の提出が必要な対外支払項目

・1件当たり3万米ドル相当額超のサービス貿易、収益、経常転移と一部の資本項目

- ①サービス貿易：国外機構或いは個人が国内から取得するサービス貿易収入。
 (運輸、旅行、通信、建築据付・労務請負、保険サービス、金融サービス、コンピューター・情報サービス、ロイヤリティ、体育・文化・娯楽サービス、その他商業サービス、政府サービス等。)
- ②収益：国外個人の国内での業務報酬(従業員報酬)、国外機構或いは個人が国内から取得する配当金、利益、直接債務利息、保証料、ファイナンスリースのリース料、不動産の譲渡収入、持分譲渡収益等の投資収益。
- ③経常移転：寄贈、賠償、税収、偶発性所得等。

●税務証明の提出が不要の項目

- ①国内機構の国外で発生した出張、会議、商品展示販促等の各種費用。
- ②国内機構の国外代表機構の事務経費、国内機構の国外請負プロジェクトで立て替えたプロジェクト資金。
- ③国内機構で生じた国外での輸出入貿易コミッション、保険料、賠償金。
- ④輸入貿易項目下で国外機構が稼得した国際運輸費用。
- ⑤国内運輸企業が国外で運輸業に従事したことで生じた修理、燃料補給、港湾業務等費用。
- ⑥国内個人の海外留学、旅行、親族訪問等の私的な外貨使用。
- ⑦国家が規定するその他の場合。

【表: サービス貿易に係わる対外支払時の税務書類提出手続の変遷】

項目	現行		新規定
実施日	2006年5月1日	2008年4月1日	2009年1月1日
対象項目	サービス貿易項目下の費用	サービス貿易 (天津、上海、江蘇、四川、福建、湖南の6つの省市限定)	サービス貿易、収益、経常移転と一部の資本項目
対象金額	・ 国外機関宛の5万米ドル相当額超の対外支払 ・ 国外個人宛の5千米ドル相当額超の対外支払	5万米ドル相当超の対外支払	国外機関或いは個人宛の3万米ドル相当超の対外支払
送金時 税務証明 の提出	「先に納税、後で送金」 事前に納税し、対外支払時に納税証明を提出。	「先に送金、後で納税」 事前に税務局に届出を行い、対外支払時に「国内機構サービス貿易対外支払税務届出表」を提出。	「先に納税、後で送金」 事前に納税し、対外支払時に「サービス貿易、所得、経常移転及び一部の資本項目の対外支払税務証明」を提出。

以上

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
海外アドバイザリー事業部
中国グループ 情報開発チーム 久保 満利子

EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は11月下旬12月上旬にかけて公布または施行された法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

[規則] ○「建設プロジェクト用地事前審査管理弁法」(国土資源部令第42号、2008年11月19日改正公布、2009年1月1日施行) ○「財政部、国家税務総局の企業所得税の優遇政策を享受する農産物一次加工範囲(試行)の発布に関する通知」(財税[2008]149号、2008年11月20日発布、同年1月1日施行) ○「国家外貨管理局、国家税務総局のサービス貿易等項目の対外支払における税務証明提出の関係問題に関する通知」(匯発[2008]64号、2008年11月25日発布、2009年1月1日実施)	2004年12月に続く2度目の改正。事前審査制度は前回の改正で厳格化されたが、今回の改正では認可(中文は「核准」)が必要なプロジェクト(外商投資プロジェクトはこれに該当)は「プロジェクト申請報告」の前に事前審査申請を行うこと、その結果交付される「事前審査意見」が「プロジェクト申請報告」の必須文書であること、が明記された。今後、新たに土地使用权を取得して建設を行う場合、手続きに注意されたい。 「企業所得税法实施条例」第86条の農産物一次加工に対する免税の規定に関して、その範囲を示したもの。具体リストは、次の財政部HPをご参照。 http://szs.mof.gov.cn/shuizhengsi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/200811/P020081128588930759780.pdf 1件当たり3万米ドル超のサービス貿易項目(運輸、旅行、通信、建築据付・労務請負、保険サービス、金融サービス、コンピュータ・情報サービス、ライセンス使用、体育・文化・娯楽サービス、商業サービス、政府サービス等)、収益(従業員報酬、役員報酬を含む)、経常移転(寄贈、賠償、税金、偶然性所得を含む)の支払について、所定の税務証明書を銀行に提出することを義務付けるもの。ただし、出張費・会議費・商品展示費用、貿易上のコミッション・保険料・賠償金、輸入時の国際運賃などは不要としている。
[地方政府規則] ○「上海市人民政府弁公庁の市商務委員会等8部門の『上海市多国籍会社設立地域本部設立奨励規定』の若干実施意見に関する通知」(滬府発[2008]50号、2008年12月3日発布・実施)	今年7月7日付で公布された「規定」にある上海市政府の優遇措置に関する実施細則(「規定」については本誌7月30日号をご参照)。このうち、資金補助と奨励については、①投資性公司として地域本部を設立する場合、500万元を補助(上海市に登録または移転の年度から1年目40%、2年目30%、3年目30%で交付)、②地域本部がオフィスを賃貸する場合、1千㎡、8元/㎡・日を基準に3年間30%を補助(購入の場合は3年分を一括交付)、③商務部から国の地域本部認定を受けた投資性公司以年営業額が10億元を超えた場合、1千万元の奨励金を交付(1年目40%、2年目30%、3年目30%)、④上海市の地域本部認定を受けた管理性公司以、年営業額が5億元を超えた場合、500万元の奨励金を交付(配分比率は前に同じ)、など。

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
 国際事業本部 海外アドバイザー事業部
 池上隆介

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆**社会科学院 09 年「経済青書」を発表**:社会科学院は 2 日に発表した 2009 年「経済青書」の中で、2009 年の中国経済は、米国の金融危機がこれ以上急激な悪化に至らず、景気刺激策により内需拡大、投資安定が実現すれば、9%前後の経済成長率を維持し、CPI も 5%以下に抑制できるとの予測を示した。一方で、就業状況は、景気減速の影響を受け、都市部登録失業率が今年の 4%から来年は 4.3%に上昇し、大学新卒の就業が厳しさを増すとの見方を示した。2009 年のマクロ政策については、「成長維持、経済構造転換促進」を基本とし、積極的な財政政策、穏健な金融政策を提案している。

◆**発改委 食品臨時価格介入措置を解除**:国家发展改革委員会(発改委)は 1 日、インフレ圧力が減退しているとの判断から、今年 1 月から実施していた穀物、植物油、豚肉、卵等の食品類に対する臨時価格介入措置を解除することを発表した。実施は 12 月 1 日。これに伴い、価格変更の届出や申請制度は廃止され、価格は経営者の自主的な決定に委ねられる。

◆**製品油課税・価格形成改革案 意見聴取を開始**:国家发展改革委員会、財政部、交通運輸部、国家税務総局は 5 日、共同で「製品油価格課税費用改革案」を発表、12 日まで一般から意見を聴取する。製品油の課税体制と価格形成メカニズムの改善により、省エネ・環境保護の促進、税負担の公平化を目指す。課税体制の改善として燃油税改革を実施、現在徴収されている道路維持費、航路保守費、道路輸送管理費等 6 項目の手数料と二級道路料金の徴収を廃止し、代わってガソリン、軽油等製品油の消費税を引上げる。引上げ幅は、ガソリン消費税で現行の 0.2 元/1L から 1 元/1L。また、価格形成改革については、政府の価格指導は継続するものの、国際市場価格をより反映させた価格体制を構築するとし、現在の国際原油価格の下落局面で、今後製品油価格が低下するとの見方も出ている。

【金融・為替】

◆**国務院 景気挺入れ 9 項目の金融措置を発表**:温家宝総理は 3 日、国務院常務会議を主催し、経済発展促進のための 9 項目の金融措置を発表した。具体的には、適度に緩和された金融政策の下で、貸出の増加と金融サービスの強化措置として、銀行への政策性貸出 1,000 億元の追加、中小企業への融資、住宅・自動車・農村消費市場への積極的な融資拡大等の内容が盛り込まれている。

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY Close	前日比	HKD Close	前日比	EUR Close	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2008.12.01	6.8482	6.8482~6.8848	6.8848	0.0499	7.2532	0.0779	0.8879	0.0061	8.7218	-0.0838	1.9800	1989.67	24.48
2008.12.02	6.8748	6.8721~6.8870	6.8870	0.0022	7.3990	0.1458	0.8880	0.0001	8.6570	-0.0648	1.9700	1984.41	-5.26
2008.12.03	6.8845	6.8502~6.8845	6.8830	-0.0040	7.4162	0.0172	0.8875	-0.0005	8.6839	0.0269	1.9826	2063.85	79.44
2008.12.04	6.8840	6.8816~6.8845	6.8817	-0.0013	7.4114	-0.0048	0.8879	0.0004	8.6808	-0.0031	1.9800	2101.94	38.09
2008.12.05	6.8800	6.8670~6.8812	6.8812	-0.0005	7.4748	0.0634	0.8875	-0.0004	8.7812	0.1004	1.8500	2119.84	17.90

RMB レビュー&アウトルック

今週の人民元は週初発表の中銀基準値が 6.8505 と前週末の同基準値比 0.2%人民元安で設定されると、中国当局が輸出産業保護のために為替政策を人民元安誘導方向へ方向転換するとの思惑も台頭する中、元売りドル買いが優勢となった。オープン直後こそ基準値近辺の 6.8482 で始まったものの、すぐに為替制度変更後はじめて日中変動幅(±0.5%)の下限(6.8848)まで急落、また中銀による流動性供給(元買いドル売り介入)も見られなかったことから、さらに市場ではドルを買い急ぐ動きが広まると翌日以降も中銀基準値は週初同様 6.8500 近辺で発表となったものの市場取引値は連日、日中変動幅下限付近でしか取引が成立しない混乱状態のまま週間安値水準で越週となった。今週は米財務長官が訪中し第 5 回米中戦略会議が開催されたが、上記混乱状態の中、市場では殆ど材料視されていない。中国政府全体として高い経済成長の維持を最優先課題として取り組む中、当局が輸出産業保護のための人民元安誘導へと為替政策の変更を行う可能性は完全に排除できないものの、急激な元安の思惑を市場に与えることは投資資金の流出を招きかねず、今週の動きをもって政策転換と判断するのは早計だろう。今週のような市場の混乱状態は対外決済を含む実体経済への悪影響も懸念される為、来週は相応の中銀によるドル資金供給により一旦市場は落ち着きを取り戻す展開が予想される。但し、今後日中変動幅の拡大や金融機関に課している人民元の買い持ちに対する規制緩和等の発表が行われる可能性には要注意だろう。(12 月 5 日)

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。